

清水地区ボランティア連絡会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、静岡市清水地区ボランティア連絡会という。

(事務所の所在地)

第2条 この会の事務所を当分の間、静岡県静岡市清水区宮代町1番1号静岡市社会福祉協議会清水区地域福祉推進センターボランティア・市民活動センター内に置く。

(目的)

第3条 この会は市民だれでもが、ボランティア活動に自主的に参加できるように指導援助し、明るいまちづくりの発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- ①ボランティア活動の連絡調整
- ②ボランティア養成教育
- ③ボランティア活動の調査研究
- ④本会事務局の運営
- ⑤その他目的達成のために必要な事業

第2章 構成員

(構成員)

第5条 この会の目的、趣旨に賛同する全ての個人、団体を構成員（会員）とする。

第3章 役員

(代表者)

第6条 この会の役員は、次の通りとする。

- ①構成員の互選により、構成員の中から会長1名、副会長、監事、相談役及び事務局担当者若干名を置く。
- ②会長はこの会の活動を総括し、この会を代表する。

(役員の選任)

第7条 本会の役員は、構成員の中から総会において選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、総会から総会までとする。

第4章 会議

(総会)

第9条 総会はこれを、定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定期総会は、毎年1回会計年度終了後1ヶ月以内に会長が召集する。
- 3 総会に議長を置く。
- 4 議長は、会長がこれを行なう。
会長不在の場合は、これに準ずるものが行なう。
- 5 会長は、定例会で請求があった場合1ヶ月以内に臨時総会を召集しなければな

らない。

(定例会)

第10条 本会の定例会は原則として月1回とする。ただし、必要に応じて会長は召集することができる。

2 定例会の出席者は、各会の代表者及びそれに準ずるものとする。

(役員会)

第11条 会長は会の運営が円滑に運ぶよう役員会を召集することがある。

2 役員会の議事進行は副会長があたる。

(会議の決議)

第12条 すべての議事は、出席者の過半数をもって決する。

(議事録の作成)

第13条 すべての会議には、議事録を作成し保存する。

第5章 会計

(会計)

第14条 この会の会計は、次の各号をもって構成する。

①会費収入

②寄付金品

③事業に伴う収入

④その他の収入

(資産)

第15条 この会の資産は、役員会の議を経て事務局が管理する。

(特別会計)

第16条 この会は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この会の予算は、毎会計年度開始前に役員会において編成し総会の承認を受けなければならない。

(決算)

第18条 この会の事業報告書、収支決算書は毎会計年度終了後1ヶ月以内に役員会において作成し、監事の監査を得たのち総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

付則

1 本条文に関して改正の必要がある場合は追加削減をすることができる。